

令和6年 第2回定例会

# 大仙美郷介護福祉組合議会会議録

令和6年11月26日 開会

令和6年11月26日 閉会

大仙美郷介護福祉組合議会

令和6年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会  
議 事 日 程

令和6年11月26日（火曜日）午後1時30分開議

議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長報告 例月出納検査結果

1 規 約

日程第4 議案第6号 秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更等について

2 条 例

日程第5 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

3 決 算

日程第6 議案第8号 令和5年度大仙美郷介護福祉組合歳入歳出決算の認定について

4 予 算

日程第7 議案第9号 令和6年度大仙美郷介護福祉組合同一般会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第10号 令和6年度大仙美郷介護福祉組合同介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員（8名）

- 1番 森 元 淑 雄
- 2番 佐 藤 隆 盛
- 3番 泉 美 和 子
- 4番 鈴 木 良 勝
- 5番 小 笠 原 昌 作
- 6番 安 達 成 年
- 7番 戸 嶋 貴 美 子
- 8番 古 谷 武 美

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- 管理者 老 松 博 行
- 副管理者 松 田 知 己
- 代表監査委員 坂 本 昇 一
- 事務局長 藤 澤 健 吾
- 真昼荘所長 田 沢 則 之
- 真木苑所長 佐 々 木 信 雄
- 真森苑所長 鷹 觜 真 美

職務のため出席した者の職氏名

- 書記 佐 藤 巧
- 書記 長 澤 富士子
- 書記 奥 山 豪

○ 議長（古谷武美）

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会を開会いたします。

（午後1時30分 宣告）

○ 議長（古谷武美）

管理者から招集のあいさつがございます。

老松管理者。

○ 管理者（老松博行）

はい、議長。

○ 議長（古谷武美）

はい、管理者。

○ 管理者（老松博行）

本日、令和6年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、任期満了に伴う美郷町町長選挙におきまして松田知己氏が6回目の当選を果たされましたことに対しまして、心からお祝いを申し上げたいと思います。松田町長には、構成市町の長の互選により、引き続き当組合副管理者に就任していただいております。

今後におきましても、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、今次定例会におきまして、ご審議をお願いいたします案件は、単行案1件、条例案1件、決算認定1件及び補正予算案2件の合計5件であります。

この後、各案件につきまして事務局に説明させますので、よろしく、ご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況等についてご報告いたします。

はじめに、総務部局関係について申し上げます。

当組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、大仙市議会におきましては9月20日、美郷町議会におきましては9月13日にそれぞれ議決いただいたことを受け、秋田県知事に申請をし、11月6日付けで許可をいただいております。

変更の内容を申し上げます。

1点目は、各自治体が介護保険法に基づく地域包括支援センターを設置したことに伴い、当組合が設置する老人介護センターを廃止したため、組合の共同処理する事務から同センターを削ることとしたものであります。

2点目は、地方自治法の一部改正により、「吏員」の呼称が廃止されていることに伴う字句の整理を行ったものであります。

3点目は、構成市町の負担金につきまして、市町村合併時に定めた大仙市3分の2、美郷町3分の1の割合を見直しし、負担金の使途に応じた柔軟な設定が可能になるよう、必要な都度、組合議会の議決を経て定めることに改めたものであります。なお、この見直しにより令和7年度以降は、現行よりも大仙市側の負担割合が増加する見込みであります。

次に職員採用試験についてであります。介護士の職員採用試験を実施し、昨日、合格者3名を発表していただいております。

なお、出身市町別内訳は、大仙市2名、美郷町1名となっております。

次に、施設関係について申し上げます。令和4年4月1日から定員105名の施設にリニューアルいたしました真森苑ですが、必要な職員数に増員をした上で嘱託医の意見を伺いながら段階的に入所を進め、今月中には満床になる見込みであります。今後は、更に迅速な入所決定を徹底し、待機期間の短縮に努めてまいります。

以上、諸般の状況等につきましてご報告申し上げますが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

す。よろしくお願ひいたします。

#### 議事日程（第1号）

##### 日程第1 会議録署名議員の指名

○ 議長（古谷武美）

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において

7番 戸嶋 貴美子 議員

1番 森元 淑雄 議員

を指名いたします。

##### 日程第2 会期の決定

○ 議長（古谷武美）

会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日1日としたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 議長（古谷武美）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

##### 日程第3 諸般の報告

○ 議長（古谷武美）

諸般の報告を行います。例月出納検査結果が代表監査委員から提出されましたので、お手元に配付のとおり報告いたします。

#### 議事日程（第2号）

##### 日程第4 議案第6号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更等について

○ 議長（古谷武美）

日程第4、議案第6号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

はい、議長。

○ 議長（古谷武美）

はい、事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

議案第6号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更等についてご説明申し上げます。資料No.1の1ページから3ページをお願いいたします。

本案は、本組合が加入する秋田県市町村総合事務組合において、井川町・潟上市共有財産管理組合が令和7年3月31日をもって解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要があることから、地方自治法の規定に基づき、同組合規約の一部変更について関係地方公共団体と協議を行うことについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第6号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（古谷武美）

はい、提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

- 議長（古谷武美）  
質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(なし)
- 議長（古谷武美）  
討論なしと認めます。  
これより、議案第6号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。  
(なし)
- 議長（古谷武美）  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

**日程第5 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について**

- 議長（古谷武美）  
次に日程第5、議案第7号を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。事務局長。
- 事務局長（藤澤健吾）  
はい、議長。
- 議長（古谷武美）  
はい、事務局長
- 事務局長（藤澤健吾）  
議案第7号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。  
資料No.1の5ページ、併せて資料No.3をお願いいたします。  
本案は、人事院勧告等にかんがみ、一般職の職員の給与を改定することとするものであります。期末勤勉手当につきましては、12月期の期末手当を0.05月、勤勉手当を0.05月引き上げるなどの改正を行うものであります。  
また、寒冷地手当につきましては、各世帯等の区分に応じ、月額最大で2,000円の引き上げを行うものであります。  
給料表につきましては、平均で3.1%の引き上げを行うものであります。  
本条例は、本年12月1日から施行し、給料表と寒冷地手当に係る改正は、同年4月1日に遡って適用するものであります。  
以上、議案第7号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
- 議長（古谷武美）  
提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なし)
- 議長（古谷武美）  
質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(なし)
- 議長（古谷武美）  
討論なしと認めます。  
これより、議案第7号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。  
(なし)
- 議長（古谷武美）  
ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

#### 日程第6 議案第8号 令和5年度大仙美郷介護福祉組合歳入歳出決算の認定について

○ 議長（古谷武美）

日程第6、議案第8号を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

はい、議長。

○ 議長（古谷武美）

はい、事務局長

○ 事務局長（藤澤健吾）

ご説明申し上げます。

はじめに、お手元の資料No.2の決算書と資料No.4の決算説明資料を併せてご用意くださるようお願いいたします。

議案第8号、令和5年度大仙美郷介護福祉組合歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。今回ご審議いただく令和5年度の一般会計、介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の審査をいただいたものであります。なお、審査結果は、提出されております審査意見書のとおりであります。

資料No.4の1ページから2ページをお願いいたします。会計別決算総括表に基づきまして、全会計の概況につきましてご説明いたします。金額は記載のとおりでありますので、読み上げを省略いたします。歳入総額、歳出総額ともに前年度比1.3%の増であります。歳入歳出差引額は、前年度比61.3%の増であります。

次に右から2列目の積立金取崩額ですが、前年度と同様に電気料金の高騰による取崩しであります。

最後に実質単年度収支であります。前年度に続いて赤字となりました。前年度比で721万2,879円回復して、マイナス1,525万311円であります。

次に、収支の状況につきまして、会計別にご説明いたします。同じページの中段以降におきまして、それぞれの科目に対し、一番右側の列に前年度決算額に対する増減率を記載しておりますのでご覧ください。

はじめに一般会計についてご説明いたします。

まず、歳入であります。負担金及び負担金は7.5%の増であります。これは、令和4年度決算を基にして算定する負担金の増であります。人件費の一部に係る負担金とケアハウス負担金の増によるものであります。繰入金は15.6%の減であります。これは、特別会計からの繰入金であります。一般会計の歳出の実績によるものであります。繰越金は1,924円の増であります。諸収入は、8%の減であります。これは、ケアハウスと高齢者生活支援ハウスに係る料金収入の実績によるものであります。

続いて歳出であります。議会費が0.1%の減であります。これは、大仙市議会から選任される議員の方々に入れ替わりがあったことに伴い、報酬を日割り計算したことによるものであります。

総務費は2.6%の減であります。これは、主に総務課における会計年度任用職員の任用実績によるものであります。民生費は、9.9%の減であります。これは、主に高齢者生活支援ハウスの配置職員が暫定再任用になり、人件費が減になったことによるものであります。

次に3ページをお願いいたします。介護保険事業特別会計についてご説明いたします。

歳入であります。サービス収入が5.2%の増であります。これは、主に真森苑の入所実績によるものであります。真森苑の入所定員は、令和4年度から40人増の105人になりました。そして、それに対応する職員の増員を令和3年度から年次計画で実施してきたことに伴い、令和5年度になって、入所実績が増となったものであります。

負担金及び負担金は31.2%の減であります。これは、主に大規模改修の実績によるものであ

ります。財産収入は23.7%の減であります。これは、財政調整基金からの繰替運用の実績に伴う利子の減によるものであります。寄附金は、収入がなく皆減であります。繰越金は98.5%の減であります。諸収入は16.9%の減であります。これは、大仙市から委託されて実施している通所型サービスA単独型事業の利用実績によるものであります。県支出金は、70.9%の減であります。これは、介護職員の処遇改善の原資が、県支出金ではなく、介護報酬に含まれることになったことなどによるものであります。

なお、令和5年度の県支出金313万円は、真昼荘の看取り専用居室の整備に対する補助金の1件であります。繰入金は、33.6%の増であります。これは、財政調整基金の取り崩しであります。電気料金の値上がり分に充てたほか、真森苑におきまして、嘱託医2名のうち1名が退任したことで、新規入所を控えた期間があったことなどによる歳入の減に充てたものであります。

次に歳出をご説明いたします。

総務費は5.3%の減であります。これは、真木苑空調設備改修工事の完了によるものであります。サービス事業費は4%の増であります。これは、給与改定に加え、真森苑の入所定員増に必要な職員の増員を図ったことによる人件費の増によるものであります。公債費は17%の減であります。これは、一時借入金に係る利率が下がったことによるものであります。諸支出金は23.7%の減であります。これは、財政調整基金利子の実績によるものであります。

次に5ページをお願いいたします。

性質別歳出につきまして特徴的な科目をご説明いたします。人件費が4.9%増加しておりますが、これは、給与改定と職員の増員が主な要因であります。

次に、維持補修費が62.3%減少しておりますが、これは主に真木苑空調設備修繕の完了によるものであります。

次に、普通建設事業費が7.8%減少しておりますが、これは、主に真森苑空調設備改修工事の年次計画に基づくものであります。

次に6ページの財政調整基金の状況をご覧願います。令和5年度は、前年度と同様に電気料金の大幅な値上げに対応する財源として取崩しを行っており、残高は、4,552万6,967円となりました。令和6年度中におきましても、給与改定の財源といたしまして取崩しを予定しておりますので、令和6年度末における財政調整基金残高が2千万円台になる試算であります。今後におきましても物価高の状況は容易に改善しないものと思われませんが、真森苑の入所状況がほぼ満床になったことによる歳入の増加で、令和7年度以降は、取崩しの必要がなくなる見込みであります。

次に7ページをお願いいたします。介護サービス等事業の状況をご覧願います。

はじめに、施設介護サービス事業、いわゆる特別養護老人ホームについてであります。定員は、全施設で変更ございません。真森苑は令和3年度まで65人でしたが40人増となつての2年目ということになります。新規入所人数は、真森苑で前年度比38人減となっておりますが、定員増の1年目に当たる令和4年度が著しく多かつたためであります。退所人数は、真昼荘と真木苑は前年度より増加し、真森苑は大きく減少いたしました。退所による空床日数は、退所から次の新規入所までの日数を積み上げたものであります。真木苑と真森苑は前年度より減少し、真昼荘は増加となりました。

また、入院による空床日数は、全施設で前年度より増加しております。これらの空床日数が最終的に反映された数字が、一番右の欄にございます年間平均稼働率であります。前年度比で真昼荘が減、真森苑が増となりました。真森苑につきましては、定員増の初年度は、大幅に増えた定員に職員の増員が追いつかず、80.6%の稼働となりましたが、計画的に職員の増員を図り、90.5%まで伸びたところであります。

なお、稼働率の目標は全施設で97%としております。

続きまして、通所介護事業、いわゆるデイサービスについてであります。実施しておりますのは、真木苑のみであります。定員は、近年の利用状況を踏まえまして、30人から25人に変更しております。新規登録人数より登録解除人数が多く、年間平均利用人数が減少いたしました。



た。年間平均稼働率が前年度比で9%の増となっておりますのは、定員の変更によるものであります。

続きまして居宅介護支援事業であります、「かいご相談センター」の名称で真森苑に併設しております。相談件数は大きく増加いたしました。ケアプラン件数が、この事業の収入に係る数字であります。前年度比213件の減となりました。令和6年度から配置職員が減となる見通しであったため、計画的に受け持ち件数を減らしたことによるものであります。

続きましてケアハウス事業であります、「ひまわり荘」の名称で真木苑に併設しております。年間平均稼働率は8%の減となりました。

続きまして高齢者生活支援ハウス事業であります、「延寿庵」の名称で真森苑に併設しております。年間平均稼働率が5.9%の減となりました。

続きまして通所型サービスA単独型事業であります、「あじさいサロン」の名称で真森苑に併設しております。この事業は、大仙市の事業を受託しているもので、対象は大仙市民でかつ要介護状態でない方です。稼働率は、前年度比9.1%の減で28.2%となっております。

次に、決算書の事項別明細書に基づきましてご説明いたします。

資料No.2の15ページをお願いいたします。

はじめに一般会計につきましてご説明いたします。歳入であります。1款2項雑入におきまして、高齢者生活支援ハウス入居者利用料として、29万5,170円を不納欠損処理しております。徴収困難な債権であるため、関係法令に基づき、令和5年9月5日付けで債権放棄し、同年11月28日に議会に報告したものであります。

次に歳出であります。一般会計では特段の不用額はございません。

次に介護保険事業特別会計につきまして、32ページをお願いいたします。

歳入であります。1款2項自己負担金収入におきまして総額209万1,813円の不納欠損と、45万6,525円の収入未済がございます。まず、不納欠損額の内訳であります。真昼荘分が9万5,631円、真木苑分が184万7,512円、真森苑分が14万8,670円です。先ほどご説明した理由と同様であります。

また、収入未済額の内訳であります。真昼荘分が33万9,220円、対象者は1名で、分納による徴収が進んでおります。真木苑分が1万2,261円、対象者は1名で、本年度におきまして納付済みとなっております。

53ページをお願いいたします。歳出であります。2款1項3目真森苑施設介護サービス事業費の10節需用費におきまして、119万8,335円の不用額がありますが、栄養補助食品、経管栄養材等の使用実績に基づく賄材料費の不用額であります。

55ページをお願いいたします。3目真森苑施設介護サービス事業費の12節委託料におきまして、150万3,619円の不用額がありますが、給食業務委託に係る実績によるものであります。

59ページをお願いいたします。3款1項1目利子におきまして、192万6,481円の不用額がありますが、一時借入金の利子の減や期間の短縮によるものであります。

以上、議案第8号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（古谷武美）

提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なし)

○ 議長（古谷武美）

質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(なし)

○ 議長（古谷武美）

討論なしと認めます。  
これより、議案第8号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 議長 (古谷武美)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第7 議案第9号 令和6年度大仙美郷介護福祉組合一般会計補正予算(第1号)

○ 議長 (古谷武美)

日程第7、議案第9号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長 (藤澤健吾)

はい、議長。

○ 議長 (古谷武美)

はい、事務局長。

○ 事務局長 (藤澤健吾)

議案第9号、令和6年度大仙美郷介護福祉組合一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

資料No.1の13ページ、併せまして資料No.6をお願いいたします。

今回の補正予算は、給与改定に伴う人件費の補正が主なものであり、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ87万6千円を追加し、補正後の予算総額を8,017万6千円とするものであります。

それでは、事項別明細書に基づきまして、歳入から順次ご説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。2款、繰入金は、87万円の増額補正であります。歳出の増に伴い、介護保険事業特別会計からの繰入金を増額するものであります。

3款、繰越金は、6千円の増額補正であります。先にご認定いただきました決算に基づくものであります。

次に歳出についてご説明申し上げます。22ページをお願いいたします。

2款、総務費は、80万1千円の増額補正であります。給与改定に伴うもののほか、児童手当の制度改正に伴うものであります。

24ページをお願いいたします。3款、民生費は、7万5千円の増額補正であります。給与改定に伴うものであります。

以上、議案第9号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長 (古谷武美)

提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

○ 議長 (古谷武美)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

○ 議長 (古谷武美)

討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 議長 (古谷武美)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第8 議案第10号 令和6年度大仙美郷介護福祉組合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

○ 議長(古谷武美)

日程第8、議案第10号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長(藤澤健吾)

はい、議長。

○ 議長(古谷武美)

はい、事務局長。

○ 事務局長(藤澤健吾)

議案第10号、令和6年度大仙美郷介護福祉組合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

資料No.3の37ページ、併せまして資料No.7をお願いいたします。

今回の補正予算は、給与改定、人事異動等に伴う人件費の補正が主なものであり、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ482万円を減額し、補正後の予算総額を11億7,248万円とするものであります。

それでは、事項別明細書に基づきまして、歳入から順次ご説明申し上げます。

44ページをお願いいたします。

1款、サービス収入は、2,703万7千円の減額補正であります。主に真森苑の入所実績に伴うものであります。

5款、繰越金は、27万6千円の増額補正であります。先にご認定いただきました決算に基づくものであります。

7款、繰入金は、給与改定に伴う財政調整基金繰入金として1,956万6千円の増額補正であります。

次に歳出についてご説明申し上げます。48ページをお願いいたします。

1款、総務費は、97万円の増額補正であります。主に給与改定に伴うものであります。

50ページをお願いいたします。

2款、サービス事業費は、579万円の減額補正であります。

これは、給与改定に伴う人件費の増、また、児童手当の制度改正に伴う扶助費の増があった一方で、それ以上に職員の中途退職や休職による減額の要素が大きかったことによるものであります。なお、説明欄に記載しておりますとおり、特定処遇改善手当を減じておりますのは、介護職員の処遇改善を手当ではなく基本給の引き上げによって行うこととしたためであります。

また、3目におきまして、パートタイム会計年度任用職員の報酬を減じておりますのは、職員のフルタイム化に伴い、支出科目が報酬ではなく給料に変更になったためであります。

以上、議案第10号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(古谷武美)

提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

○ 議長(古谷武美)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

○ 議長(古谷武美)

討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

○ 議長（古谷武美）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

○ 議長（古谷武美）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、令和6年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会を閉じます。

大変ご苦勞さまでした。

(午後2時00分 宣告)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

大仙美郷介護福祉組合議会議長

署名議員

署名議員